

北海道環境影響評価制度の見直しについて

1 検討の背景

○国は、法アセスの対象とする風力発電事業の規模を引き上げる政令改正を行い、令和3年10月31日に施行（移行措置の期限：令和4年9月30日）

種別	国（環境影響評価法）		北海道（環境影響評価条例）
	改正後	改正前	現行
第一種	5万kW以上	1万kW以上	1万kW以上
第二種	3.75万～5万kW	0.75万～1万kW	0.5万～1万kW
規模の考え方	第一種：対象事業毎に設定 第二種：第一種の0.75倍		第一種：法の第一種と同規模 第二種：条例の第一種の0.5倍

2 審議状況

（1）経過

- ・令和3年10月14日 制度見直しについて諮問、第1回目審議（背景や国の考え方を説明）
- ・ 11月16日 第2回目審議（従来の考え方に基づき、議論のタタキ台となる規模を提示）
- ・ 12月15日 第3回目審議（適正な規模について具体的検討）
- ・ 4年3月8日 審議中断（理由説明）

（2）意見の集約状況（第3回目審議まで）

	規模	理由、状況等	方向性
第一種	5万kW以上	従来の考え方どおり国に倣う方向	確認
第二種	2.5万kW～	他事業との統一性を考慮し、従来の考え方を支持	意見拮抗
	小さい規模から対象	立地状況への依拠が大きいとの国の検討結果や実際の状況を基に、従来の考えに囚われず独自の規模を設定	

○規模設定に関する課題（第二種事業）

- ・従来の考え方どおりの規模（2.5万kW以上）で設定する場合
小規模事業でのバードストライクなどに対する懸念
- ・従来の考え方に囚われず小さい規模（例えば1万kW）で設定する場合
明確な基準の設定やその根拠についての合理的な理由
風力発電のみ差別化を図るとする根拠や他の各事業の基準の妥当性の検証

3 審議中断の理由

○国における制度に関する検討

風力発電事業の特殊性等を鑑み、より適切な環境影響評価制度のあり方として、法改正を含めた制度的枠組みを検討、令和4年度中に結論が出される予定

※令和3年6月、規制改革実施計画において、令和4年度中に結論を得ることが閣議決定

〔検討の内容〕

①より幅広いスクリーニングの導入

立地等により規模が大きいものでなくとも大きな環境影響が懸念される事業を適切にふるいにかけてアセスメント手続きを実施していくことが必要との趣旨

例：スクリーニングの幅を柔軟に拡大（Ex. 1万kW～5万kW）

風力発電所の特性に応じたスクリーニングの方法や基準の検討

→ 第二種事業の範囲の考え方と重なる部分が多い

②簡易かつ効果的なアセスメント手続きの導入

環境影響評価手続きが課されない事業に対しても、より合理的な環境アセスメントの実施を可能とするような制度的な方策を検討するとの趣旨

例：アセス手続き（配慮書、方法書等）のプロセスの簡素化

第二種事業判定のプロセスを踏まえ、影響が想定される項目のみのアセスメント

→ アセスから漏れた事業に対する対応に関係

国の検討結果によっては、

- ・ 第二種事業の考え方を改めて検討（再度の要件見直し）が必要
- ・ 制度が頻繁に変わるにより事業者や地域に混乱を与えることが懸念

4 審議中断後の状況（国の動き）

- ・ 令和5年3月 「再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」（事務局：経産省、農水省、国交省、環境省）において、令和5年3月に検討結果をとりまとめ

〔現行制度の課題を踏まえた制度的対応の方向性〕

- ・ 規模以外の、環境影響を考慮した対象事業の範囲の設定
- ・ 全国一律の環境アセスメント手続の導入
- ・ 環境アセスメント手続の初期段階における地域とのコミュニケーションプロセスの導入
- ・ 立地による環境影響の程度に応じた合理的な環境アセスメント手続の導入
- ・ リプレースの迅速化につながる簡易な環境アセスメント手続の導入
- ・ 事業計画の進捗に合わせた柔軟な環境アセスメント手続の導入
- ・ 事後調査結果を踏まえて適切な環境配慮を確保するための仕組みの導入
- ・ 累積的影響を適切に評価するための仕組みの導入

※ 新制度の枠組みのイメージを提示

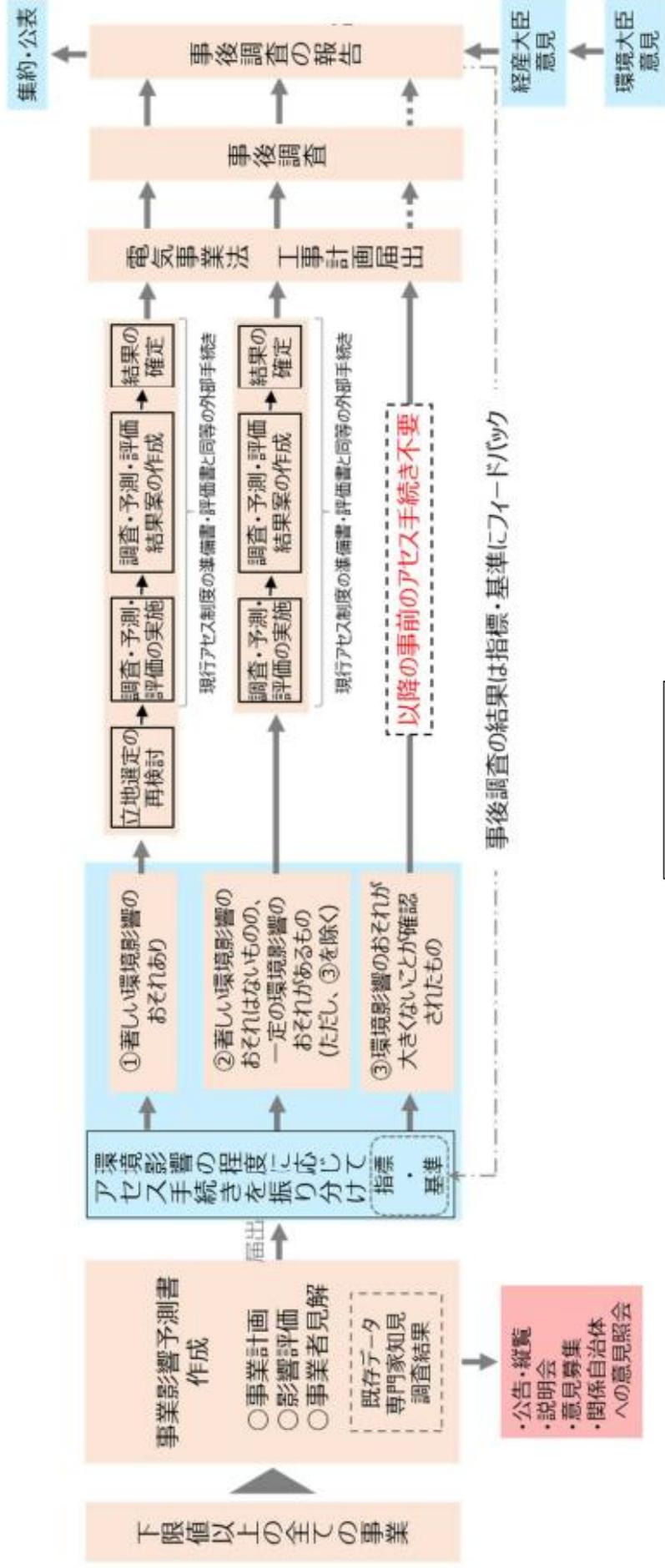
→ 今後速やかに具体化のための議論を行うことが必要

- ・ 令和5年9月21日 環境大臣は中央環境審議会に「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について」諮問
- ・ 10月10日 中央環境審議会総合政策部会の中に「風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」を設置、以下について審議することを決定
 1. 陸上風力発電に係る制度的対応の在り方
 2. 洋上風力発電に係る最適な在り方
- ・ 6年3月7日 答申（2. の内容のみ）
- ・ 3月12日 「海洋再生エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定

促進区域（領海及び内水）及び募集区域（EEZ）の指定等に際して

- ・ 調査は環境大臣が実施 ⇒ 環境影響評価法の相当する手続を適用しない

「あり方検討会」の報告（令和5年3月）

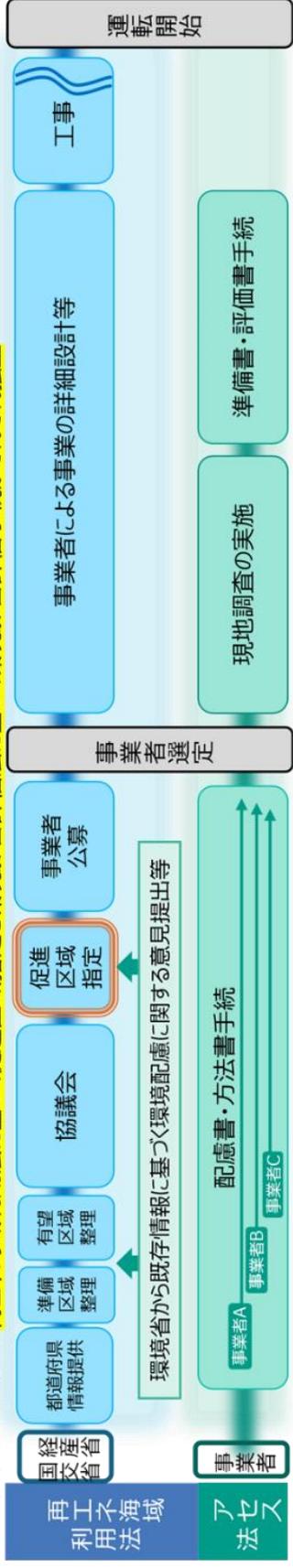


陸上風力発電

＜新制度の枠組みのイメージ＞

閣議決定の法案による洋上風力の制度の概要

＜現行制度イメージ＞ 再エネ海域利用法に基づく促進区域指定と環境影響評価法に基づく環境影響評価手続がそれぞれ独立



＜新制度イメージ＞ 再エネ海域利用法に基づく促進区域指定と環境影響評価法に基づく環境影響評価手続を接続させる



EEZの場合

